



法令

◎自動車専用道路私設ニ關スル件回答

(大正十五年七月十七日神第八二號)
神奈川縣知事宛 土木局長 回答

一月十八日十五土發第一一號照會標記ノ件ハ明治四年十二月太政官布告第六四八號ニ依リ處理スヘキモノニ候條明治十七年九月十七日第一四六號本官通牒ニ依リ稟伺相成度

神奈川縣知事照會(大正十五年一月十八日)
十五土發第一一號

△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざること凡て本欄に於て紹介す
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

管下鎌倉郡小坂村地内鐵道省東海道線大船驛ヨリ同郡川口村片瀨ニ至ル約四哩間ニ別紙圖面ノ位置ニ依リ自動車運輸營業ノ目的ヲ以テ幅員三間乃至三間半(人道三尺)ノコンクリート専用道路ヲ新設致度旨江ノ島遊覽自動車土地株式會社發起人總代藤村靜郎ヨリ提出有之候處本願ハ地元村ニ於テ反對無之ノミナラス經過村有志ノ熱誠ナル希望モ有之旁々本縣ニ於テモ地方開發ノ關係上相當條件ヲ附シ許可スルハ蓋シ時勢ニ適應シタル措置ト被認候得共事例無之ニ付其ノ取扱振リ並ニ許否ニ關スル御意見一應承知致度關係書類相添ヘ此段及照會候也 (別紙圖面省略)

參考

道路橋梁河川港灣等通行錢徵收ノ件

(明治四年十二月十四日)
太政官布告第六四八號

治水修路ノ儀ハ地方ノ要務ニシテ物產蕃盛庶民殷富ノ基本ニ付府縣管下ニ於テ有志ノ者共自費或ハ會社ヲ結ビ水行ヲ疏シ險路ヲ開キ橋梁ヲ架スル等諸般運輸ノ便利ヲ興シ候者ハ落成ノ上功費ノ多寡ニ應シ年限ヲ定メ税金取立方被差許候間地方官ニ於テ此旨相心得右等ノ儀願出候者有之節ハ其他ノ民情ヲ詳察シ利害得失ヲ考ヘ人資税金ノ制限等篤ト取調大藏省ヘ可申出事但本文ノ趣管内無

漏可相傳事

道路橋梁河川港灣等通行錢徵收ニ關スル命令書下付ノ件

(明治十七年九月十七日第一四六號)
各地方長官宛土木局長通牒

人民一己若ハ組合會社等ノ資金ヲ以テ道路橋梁港灣渡津等ヲ新設又ハ修築シ其ノ費目ヲ償却スル爲メ通行ノ人馬車或ハ出入ノ船舶貨物ヨリ道路橋梁渡船賃等ヲ收入セシムトテ出願シ本省へ御稟申ノ節ハ該事業ノ設計工法調書及繪圖並償却金任譯書ニ本人若ハ組合會社財産ノ調書ヲ添ヘ爲差出御廳ニ於テハ地元並關係町村ニ於テ故障ナキ旨ヲ證明セラレ別紙ノ雛形ニ依リ尙實地ニ就キ篤ト御取捨斟酌シ願人ヲシテ遵守セシムヘキ命令書案ヲ製シ御差出有之度此段御通牒候也

(別紙命令書略)

資料

◎行政裁判所判決例

道路敷數交換取消ノ取消ヲ求ムル訴

(大正十五年第二十二號
大正十五年三月八日第三部裁判)

裁決要旨

一道路法第五十八條ノ規定ハ道路法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ノ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起シ得ル旨ヲ規定シタルニ止マリ行政裁判法第十七條第一項ノ例外規定ニ非ス

一行政裁判法第十七條第一項ニ違背シテ提起セラレタル行政訴訟ハ同法第二十七條第一項ニ依リ却下スヘキモノトス

静岡縣田方郡修善寺町修善寺九百七十番地

原告 相原 寛 太 郎

右原告ガ静岡縣田方郡修善寺町長 山口治平ヲ被告トシテ提起シタル大正十五年第二十二號道路敷數交換取消ノ取消ヲ求ムル訴訟狀ニ就テ審査シ裁決スルコト左ノ如シ

主 文

本訴ハ之ヲ却下ス

事實及理由

本訴ノ要旨ハ被告ハ道路法及同法ニ基キテ發シタル命令ノ規定ニ依リ修善寺第九十七號線及同第二百九十二號線道路中一部ノ供

用テ廢止シ大正十三年十二月二日及大正十四年五月二十日ノ兩度ニ該道路敷地ト原告ノ所有地ニシテ右路線敷地ニ認定セラレタルモノト交換ノ處分ヲ爲シタルヲ以テ原告ハ地租條例所定ノ手續ヲ了シ原告ノ所有ニ歸シタル土地ニ付テハ所轄沼津署員ノ實地検査ヲ得テ同年八月三十一日地價ノ設定ヲ受ケ同年十一月四日所有權保存ノ登記ヲ了セシニ被告ハ本件交換處分ヲ取消ス爲ニ同年十二月七日右處分ノ可否ヲ修善寺町會ニ諮リ同町會ヲシテ同日之ヲ否決セシメ同月十日原告ニ對シ同町會ノ否決ヲ理由トシテ本件交換處分取消ノ通知書ヲ交付シタルハ違法ナルヲ以テ道路法第五十八條ニ依リ該取消處分ヲ取消ストノ判決ヲ求ムト云フニ在レトモ同條ハ同法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政訴訟ヲ提起シ得ル旨ヲ規定シタルニ止マリ行政裁判法第十七條第一項ノ例外規定ニ非サルヲ以テ道路法第五十八條ニ依リ行政訴訟ヲ提起スルニハ行政裁判法第十七條第一項ノ手續ヲ經サルベカラス然ルニ本訴ハ道路法第五十八條ニ依リ提起セラレタルモノナルニ拘ラス地方上級行政廳ニ訴願シ其ノ裁決ヲ經タルモノニ非サルニ因リ行政裁判法第二十七條第一項ニ所謂適法ノ手續ニ違背スルモノナルヲ以テ本訴ハ之ヲ却下スヘキモノトス仍テ主文ノ如ク裁決ス

質疑應答

問 主として軍事の目的を有する國道が、出水に依つて流失した此場合に於て之が復舊費に對し災害土木費國庫補助を受け得るや（R丁生）

答 府縣災害土木費國庫補助に關する法律に依り政府の補助する工事は、その工事に付府縣市町村其他の公共團體が費用を負擔することを要するものに限るのである、然るに主として軍事の目的を有する國道の新設又は改築に要する費用は、道路法第三十三條の規定に依つて國庫の負擔するものであつて、道路を管理する地方長官の統轄する府縣の負擔するものもないから國庫から補助する筋合でない、或は右復舊工事は道路法に所謂新設改築に該當しないから、府縣の負擔に屬するものであると言ふ見解があるが、流失した道路を原形に回復することは道路の新設である、若し一部が残存してある場合とすれば改築であることは明かである、若し假に論者の如く新設改築に該當しないものとすれば維持修繕と爲るのであつて、維持修繕に該當する工事は、災害費國庫補助に關する法に依つて、補助すべき資格のないものと爲つて補助すべき事でない。（幹事田中好）

○ 藏相眼鏡と内相眼鏡

濱口さんは藏相眼鏡をかけて土木費を觀てた時はたゞして差迫つて必要なものと思はなかつた、そこで豫算面から削つてしまつた、ところが今度始めて内相眼鏡をかけた土木費を觀るにはまるで藏相眼鏡で觀た時と違ふ。

「こりやへかん！ 斯んな客ではなかつたが……」

と濱口さん ヒトリゴトを言つたがはじまらない、まさか眼鏡の責にするワケにも行かず地方の代表者からは責められる、不景氣の上は交通機關が不完全なで商人階級は火の車、橋は曲つてゐる、電柱は腐る道路はデコボコの儘、線路はガタ／＼、不完全な電車や自動車の為めに毎日数人の死傷者、濱口内相の惱みは側で見るも氣の毒なくりぬだ。
「地方の代表者よ！ 濱口さんの惱みを合理的に解決してくれ、それが出来なまや黙つて文句言はずに田舎へ歸つて呉れ……」



